

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市立明石商業高等学校テニスコート照明機器修繕
- (2) 業務場所 明石市魚住町長坂寺 1250 番地 明石市立明石商業高等学校テニスコート
- (3) 業務概要 照明機器修繕工事 一式
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和元年 7 月 12 日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当する者）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(建設工事)に、工種が「電気工事」で登録されていること。
- (2) 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
- (3) 第一種電気工事士免状を所持している業務責任者の配置が可能であること（専任性は求めません。）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する資格制限に該当しない者
- (5) 明石市契約規則第 3 条に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続き開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (7) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納している者
- (9) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (10) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できる者

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を角 2 封筒等の A 4 サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けること。
 - ① 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
 - ② 入札書（指定様式）
 - ③ 業務費内訳書表紙（指定様式）
 - ④ 業務費内訳書（指定様式＝市の設計内訳書）
 - ⑤ 配置予定業務者責任者の雇用関係を証する書類(写し)
 - ⑥ 配置予定業務者責任者が所持している第一種電気工事士免状(写し)
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ① 令和元年 5 月 22 日（水）午後 1 時に、市のホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - ② 明石商業高等学校事務局への郵便物の必着期限は、令和元年 5 月 29 日（水）午後 4 時 55 分とする。以降到着のものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
 - ③ 郵便物提出日中に、ファックスにより明石商業高等学校事務局へ制限付一般競争入札参加

確認書（指定様式）を送付してください。

FAX（078-918-5951）

明石商業高等学校事務局 制限付一般競争入札担当者 宛

- 4 設計図書等のダウンロード
令和元年5月13日（月）から可能
通信環境等の問題でダウンロードできない場合は、明石商業高等学校事務局にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5950)のうえ、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。
- 5 仕様書等に対する質問及び回答
 - (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に明石商業高等学校事務局へ質問書（指定様式）をFAX（078-918-5951）により提出してください
令和元年5月13日（月）から令和元年5月20日（月）午後1時まで
 - (2) 質問に対する回答
令和元年5月22日（水）午後1時からホームページにおいて公表します。
- 6 開札日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年5月30日（木） 午前9時00分（予定）※状況により前後します。
 - (2) 場所 明石市立明石商業高等学校A棟1階会議室
- 7 入札保証金
免除
- 8 契約保証金
執行予定価格の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する場合があります。
- 9 消費税の取扱い
入札金額は、契約希望金額の108分の100で記載してください。（税抜きで記載）
契約締結に際しては、落札金額に8%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。
- 10 支払条件 前払金 無 部分払 無 全額完了払
- 11 予定価格（税抜） 1,320,000円
※予定価格を超過した入札書を提示した場合は、指名停止措置の対象となるので、記載にあたっては注意すること。
- 12 変動型最低制限価格の設定
有(財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から下位5者の入札金額の85%未満の入札者は失格とする。)
- 13 契約条項等を示す場所
明石市契約規則、明石市業務契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができる。
- 14 入札に関する条件
 - (1) 入札書が所定の日時までには到着していること。
 - (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
 - (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。

(5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

1.5 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

1.6 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、令和元年5月31日(金)から市のホームページにて掲載する予定です。

1.7 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

1.8 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める「不当要求行為」等を行った場合においては、明石市指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務の入札参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認したうえで申し込むこと。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等の指名停止基準により措置されます。
- (5) 平成16年7月1日施行の明石市不当要求行為等に関する規則(平成16年規則第38号)及び明石市不当要求行為等対策要綱(平成16年6月25日制定)に定める「入札の公正を害するおそれのある行為」等を行った場合においては、明石市指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。この場合において、入札などに要した全ての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。